

外国為替及び外国貿易法

外国為替令

財務省告示

(役務取引等)

第二十五条 (略)

2～5

6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

第十八条 (略)

2

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第六項の規定に基づき居住者が役務取引等（同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。）を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

4～5 (略)

● 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第二十五条第六項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を次のように指定し、平成十年四月一日から適用する。

一 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供するもの
 二 居住者が非居住者との間で行う金融に係る役務取引（世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書（以下「附属書」という。）に規定する金融サービスであつて、外国為替及び外国貿易法第二十五条第六項に規定する役務取引に該当するものをいう。）であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壃兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壃兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

三 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百四十四号。以下この号において「平成二十六年告示」という。）で定めるものをいう。）が平成二十六年告示により指定された日以後に本邦において証券（償還期限の定めのある証券にあっては、当該償還期限が三十日を超えるものに限る。）を発行し、又は募集す

るために行われる労務又は便益の提供

四 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の政府その他政府機関等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の政府その他政府機関等を指定する件（令和四年二月外務省告示第八十号。以下この号において「令和四年告示」という。）で定めるものをいう。）が令和四年告示により指定された日以後に本邦において証券を発行し、又は募集するため行われる労務又は便益の提供

五 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア連邦以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号。以下「平成二十二年告示」という。）第二号の四又はロに掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」という。）を提供する取引、プログラム（外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、本邦及び平成二十二年告示別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体（以下「別表第二地域等設立法人等」という。）が単独又は共同で全額出資するロシア連邦内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

六 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供す

る取引

七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体として外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年十二月外務省告示第四百四十七号）で定めるものをいう。）に対し行う外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十一年四月経済産業省告示第九十三号）第二号の六イ又はロに掲げる取引（公知の技術を提供する取引を除く。）

八 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人に対し行う信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業に係る労務又は便益の提供。ただし、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第二号の二に掲げる取引に係るもの及びロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、次に掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するものを除く。

イ 居住者により所有される法人その他の団体の株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上である場合の当該法人その他の団体

ロ 居住者との間において役員の派遣、長期にわたる原材料の供給その他の外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十三条第三項各号に掲げる永続的な関係がある法人その他の団体

九 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次に掲げる業務に係る労務又は便益の提供。ただし、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、前号イ又はロに掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するもの及び我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第八号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特

に必要なものとして経済産業大臣が指定する役務取引（令和五年経済産業省告示第九十三号）で定めるものに限る。）を除く。

イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務及び財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する事務を行う業務

ロ 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類七二八一―経営コンサルタント業に係る業務のうち、専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務

ハ 日本標準産業分類に掲げる小分類七四二一土木建築サービス業に係る業務

二 日本標準産業分類に掲げる細分類七四三一機械設計業に係る業務及び同七四九九一その他の技術サービス業に係る業務のうちプラントエンジニアリング業を行う業務

十 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦を原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格が上限価格を超える購入に関連するもののうち、次に掲げる業務に係る当該非居住者に対し行う労務又は便益の提供。ただし、当該労務又は便益の提供のうち、当該原油若しくは石油製品の上限価格以下の購入価格の記載がある書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、又は当該書面の入手が困難な者にあつては、当該購入価格が当該原油若しくは石油製品の上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）でとみなされる場合として定める場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）は、この限りでない。

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第一項に規定する海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務

ロ 通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二条第一号に

規定する業務又は外国において行う当該業務に相当する業務
ハ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第一号

に規定する業務その他これに類するもののうち、信用状を発行する業務

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三十項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第三項に規定する損害保険事業に関する業務（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）

十一 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ベラルーシ共和国の政府その他の関係機関、ベラルーシ共和国以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ共和国内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ共和国内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う平成二十二年告示第二号の二イ又はロに掲げる取引（公知の技術を提供する取引、プログラム（外国為替及び外國貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けて提供したものに限り（）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するベラルーシ共和国内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ共和国内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

十二 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第百四号）で定めるものをいう。）に對し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

備考 第十号における用語の意義は、次に定めるところによる。

一 「原油」とは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表二七〇九・〇〇号に該当するもの（経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ロにおいて指定するものを除く。）をいう。

二 「石油製品」とは、関税定率法別表第二七・一〇項（廃油を除く。）に該当するものをいう。

三 原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿つて、我が国が講じる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年十二月外務省告示第四百四号）別表で定める価格をいう。

四 石油製品の「上限価格」とは、次の表の上欄に掲げる石油製品ごとに、同表の下欄に掲げる価格をいう。

関税定率法別表第二 七一〇・一二号、第 二七一〇・一九号及 び第二七一〇・二〇 号に該当するもの うち、揮発油（ナフ サを除く。）、灯油 及び軽油	上限価格を定める外 務省告示別表2に定 める価格
関税定率法別表第二 七・一〇項（廃油を 除く。）に該当する もののうち、前項の 上欄に掲げるもの以 外のもの	上限価格を定める外 務省告示別表3に定 める価格

五 原油の「購入価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であつて、関税定率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に掲げる運賃等の額に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。